

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

平成 29 年 8 月 25 日、中野区内の飲食店（仕出し弁当店）が配達した仕出し弁当を昼に食べた 177 名が同月 25 日 2 時頃から 29 日 8 時頃まで、腹痛、下痢などの食中毒症状を呈した。症状は、比較的軽症であり入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、8 月 28 日、東京都を通じ配達先事業所がある世田谷保健所より通報を受け、下記飲食店に対し調査及び患者を含む検査を実施した。この結果、患者検便 96 検体中 90 検体から耐熱性毒素様毒素遺伝子 (*astA*) 保有大腸菌を検出し、また、仕出し弁当店が保存していた弁当の一部から、同一の大腸菌が検出された。さらに、大半の患者は下痢・腹痛を主とする症状であり、発症までの潜伏期間が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該飲食店が提供した仕出し弁当以外にないことから、当該飲食店が提供した仕出し弁当が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該飲食店が調理提供した食品で、原因物質は、耐熱性毒素様毒素遺伝子 (*astA*) 保有大腸菌であった。なお、耐熱性毒素様毒素遺伝子 (*astA*) 保有大腸菌は、健康な人からも検出されることがあり、病原性について未だ十分には解明されていないが、多数の患者、原因食品から検出されていることにより本件の原因物質と判断したものである。

区では、被害拡大防止のため、9 月 1 日から 5 日まで 5 日間の営業停止の不利益処分（8 月 30、31 日の営業自粛を確認）を行うとともに、同月 1 日から 7 日まで 7 日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設（被処分者）

- (1) 所在地 東京都中野区南台
- (2) 業 種 飲食店営業（仕出し弁当）

3 食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

食中毒の原因となった食事の提供（食品衛生法第 6 条違反）

4 不利益処分等の内容

営業停止 5 日間（食品衛生法第 55 条）（営業自粛 2 日間）